

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 美和地区 (西ヶ谷・内牧(上・東・中・下・清地)・下与左衛門新田・安倍口新田・中ノ郷・上与左衛門新田・小塚ヶ谷・遠藤新田・原田、諸川・八十岡・神明原・舟沢・敷地・栗島・相沢・谷沢・口長島・奥長島・油山下・油山橋本・油山上・松野第一・松野第二・松野第三・津渡野) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

美和地区の平坦地においては、概ね耕作が行われているが、山間地においては耕作放棄地が目立つ状態となっている。平坦地、山間地ともに農業者の高齢化が進んでいるほか、後継者についても見込まれない耕作者が多く、地域農業の将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。
 このため、担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、小規模の基盤整備の実施について地域全体で検討していく必要がある。
 また、令和4年9月の台風被害を受け、土砂崩れによる農業の廃止や排水の不備が未だに続いているため、農業経営へ悪影響をもたらしている。
【地域の基礎データ】認定農業者:52経営体(個人48経営体、法人4経営体) 主な作物:茶、いちご、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進し、農業法人等の企業参入を視野に入れつつ、地域農業を担う担い手を地域内に限らず確保していくことで美和地区の生産基盤の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 360.89 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 281.92 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|--|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 玉川地区 (中沢・桂山・唯間・上助・奥の原・森腰・長熊・柿島・長妻田・油野・上落合・口仙俣・奥仙俣・平瀬・川島・大和・内匠・腰越・大沢・横沢) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

玉川地区は農業者の高齢化が顕著であり、担い手の数も限られ、地域農業の将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。中山間地域に位置する地区でもあり、平坦な農地に限られるが、一部地域で実施された基盤整備事業も活用しながら、茶を中心に生産を行っている。一方、集落から離れた場所については、荒廃してしまった農地も存在する。
 【地域の基礎データ】認定農業者:4経営体(個人4経営体、法人0経営体) 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

玉川地区で生産されている茶の生産体制や生産基盤を維持するため、地域の農業を担う担い手を地域内に限らず確保していく。
 また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集約の可能性を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 201.95 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 167.72 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあつせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、平地の造成や道路整備などを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|--|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 井川地区 (西・門間・薬沢上・薬沢下・中野上・中野下・閑蔵・田代・小河内・大島・中山・上岩・口坂本・開拓・曙・西山平) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の最北部に位置する井川地区においては、農業者の高齢化や後継者不在といった課題が顕著であり、担い手や新規就農者の確保・育成は喫緊の課題である。

このため、地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、粗放的管理の実施等について、地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者:1経営体(個人1経営体、法人0経営体) 主な作物:茶、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

茶の生産が盛んに行われてきたが、現在では夏季に冷涼な気候である井川地区の特性を生かした高原キャベツやトウモロコシなど露地野菜の生産が行われているため、これらの振興を図りつつ、地域の農業を担う担い手を地域外からも確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 258.33 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 86.43 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
 ⑩井川地区では古くから茶の生産が盛んに行われてきたが、現在では高原キャベツやトウモロコシなど野菜類の生産も行われている。それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|--|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 藁科地区 (牧ヶ谷・産女・吉津・飯間・小瀬戸・西又・山崎新田・千代・慈悲尾・建穂・羽鳥第一・羽鳥第二・羽鳥第三・羽鳥第四上・羽鳥第四下・羽鳥第五上・羽鳥第五下・羽鳥第六・羽鳥第七・新聞一～四・谷津・大原・水見色・富厚里・奈良間・富沢・小布杉) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

藁科地区においては、平坦な農地がみられるほか山間部では河川や道沿いに位置する農地を中心に耕作されている。急傾斜地では乗用機械での作業ができない地域もあるほか、遊休農地化が進んでいる箇所も多い。また、まとまった農地であっても耕作されている箇所がまちまちであったり、一筆が小さく農地が点在している箇所がみられる。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため担い手が限られており、後継者不足も深刻な状態であるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。地区全体では鳥獣による被害が発生している。

【地域の基礎データ】認定農業者28経営体(個人26経営体、法人2経営体) 主な作物:茶、自然薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

藁科地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ農業上の利用な農地を中心に集積・集約を進める。急傾斜地などで農業上の利用が困難な地域などは必要な保全管理を進める。

地域内で生産されている茶の生産と並行して、収益性の高い作物へ転換していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 336.82 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 265.32 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 清沢地区 (小島・鍵穴・寺島・坂本・赤沢・昼居渡・下相俣・上相俣・久能尾・黒俣(中村)・三ツ野・峰山・中塚・蛇塚・杉尾) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

清沢地区の農地は河川や道路沿いに位置する農地を中心に耕作されており、傾斜地を上手に活用した茶の生産も行われている。乗用機械が使うことができないため集積が進まず、また、遊休農地化が進んでいる箇所も増えてきた。清沢地区では茶の生産と並行してレモンの栽培も行っており産地としてブランド化も図っている。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。なお、地区全体として鳥獣による被害が多く発生している。
 【地域の基礎データ】認定農業者:個人5経営体 主な作物:茶、レモン

(2) 地域における農業の将来の在り方

清沢地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農業上の利用が図られる農地を中心に集積・集約を進める。一方、急傾斜地などで農業上の利用が困難な農地などは必要な保全管理を進める。
 地域内で生産されている茶の生産を維持しつつ、レモンなどの収益性の高い作物への転換も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 223.92 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 187.59 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大川地区 (坂ノ上・栢沢・日向・開拓・諸子沢・湯ノ島・崩野・檜尾・大間) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大川地区の農地は河川や道沿いに位置する農地を中心に耕作されており、傾斜を活用した茶を中心に生産が行われている。乗用機械が使うことができないため集積が進まず、また、遊休農地化が進んでいる箇所も多い。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため担い手が限られており、後継者不足も深刻な状態であるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。また、地区内の人口減少により部農会の人数の減少など起きていることから、耕作がしやすい箇所に人を呼び込むための環境整備が必要である。また、地区全体では鳥獣による被害が発生している。
 【地域の基礎データ】認定農業者個人2経営体 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

大川地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ農業上の利用な農地を中心に集積を進める。農業上の利用が困難な地域などは必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 210.06 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 160.24 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあつせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | しづはた地区 (本通・田町・安西・柳町・水道・井宮・籠上・松富上・松富上1区・松富下・下伝馬町新田・上伝馬町新田・与一右衛門新田・福田ヶ谷・下・門屋・牛妻・郷島・野田平・俵沢・俵峰・油島) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第3回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

しづはた地区における認定農業者の平均年齢は65.3歳であり、市内の認定農業者の平均年齢とほぼ同じである。しかし、高齢化と後継者不足が進行していることから将来を見据えると新規就農者の確保と育成は喫緊の課題である。地区内の農地は平地もあるものの、山間部に位置する農地が多く、遊休農地化した箇所も見られる。地域全体としてイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。

今後、地域内の農業を担う者が、効率的で持続的な農業経営を実現し、安定した収入が得られるよう、規模拡大に繋がる農地の集積や集約、基盤整備事業の活用などについて地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】
 認定農業者:31経営体(個人26経営体、法人5経営体) 主な作物:茶、柑橘、いちご、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

しづはた地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に農業生産法人の参入も検討しながら地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地のうち農業上の利用が可能な農地を中心に集積・集約を進める。山間部については現在耕作がされている農地を守りつつ必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 197.68 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 191.42 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。
 以下の農地における農業用施設の新設について、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認する。
 ・静岡市葵区福田ヶ谷19-1のうち一部 223㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあつせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦市街化区域と近接する農地があり、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。
- ⑧農産物の集出荷に必要な農業用施設を新設する。
- ⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大河内地区 (有東木・渡・中平・平野・横山・蕨野・相淵) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大河内地区は葵区北部の中山間地域に位置する地区であり、有東木地区で生産されているワサビや地区全体で生産されている茶が主な作物である。近年、茶の生産を行う若手の農業生産法人が参入するなど地域農業の発展に明るい兆しを見せる一方で、農業者の高齢化は深刻であり、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。また地区全体としてイノシシやシカをはじめとした獣害も多く発生している。
【地域の基礎データ】認定農業者:11名(個人10名、法人1名) 主な作物:山葵、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

大河内地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、農業上の利用を図る農地を中心に集積を進める。農業上の利用が困難な農地等は必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 112.37 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 93.66 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|--|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 梅ヶ島地区 (藤代・入島・関の沢・本村・戸持・大代・赤水・温泉・新田) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第3回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内を流れる安倍川の源流部である梅ヶ島地区は、以前から茶の生産が盛んに行われてきたが、農業者の高齢化の進行により、将来的に新規就農者等の担い手の確保や育成は喫緊の課題である。急傾斜地も多く、一部は耕作がされていない農地も見受けられる。
 また地区全体としてイノシシやシカ、猿やカモシカ等の獣害も多く報告されている。
 【地域の基礎データ】認定農業者:2経営体(個人2名) 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を維持していくため、農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、農業上の利用を図る農地を中心に集積を検討し、農業上の利用が困難な農地は必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 270.09 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 62.19 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東部地区 (田中・柳新田・大岩下・安東の東・安東の西・大岩上・長沼南・長沼北・古庄・柚木・瓦場・南口・南中・南奥・有永・羽高・北一・北二・東・池ヶ谷・上足洗・沓谷・千代田・上土・川合本田・川合本村・南沼上・北沼上・則沢・銭座・瀬名川・瀬名・長尾・平山) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月3日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東部地区は、平坦地においては施設野菜や露地野菜、水稻などの生産が行われているが、山間地では耕作がされていない農地も散見されている。また、地区全体として農業者の高齢化が進行しており、将来的に新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、地域内の農業を担う者が、効率的で持続的な農業経営を実現し、安定した収入が得られるよう、規模拡大に繋がる農地の集積や集約、基盤整備事業の活用などについて地域全体で検討していく必要がある。

併せて、令和4年9月の台風15号による土砂崩れや排水設備の不良が未だに続いている地区もあり、農業経営に大きく影響を与えているため、それらの対応も必要となっている。

【地域の基礎データ】

認定農業者:36経営体(個人35経営体、法人1経営体) 主な作物:施設野菜、露地野菜、水稻、柑橘など

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進していき、農業法人等の参入を視野に入れつつ、地域内の農業を担う者を地域内に限らず確保していくことで東部地区の生産基盤の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 792.73 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 777.21 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
 ⑦市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
 ⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。